

訪問介護 重要事項説明書

令和8年4月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0436-96-1117 担当部署 市原園在宅介護支援センター

サービス提供責任者 石澤幸代 黒須 直美

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

2. 市原園在宅介護支援センター(ヘルパーステーション)の概要

〈名 称〉 市原園在宅介護支援センター (1272400027、千葉県)

〈住 所〉 千葉県市原市万田野 732 番地 6

〈サービス提供地域〉 市原市、大多喜町、君津市

3. 事業所の職員体制

管理者 1名 特別養護老人ホーム市原園施設長兼務

サービス提供責任者 2名 常勤(介護福祉士)

従 業 者 (3)名 非常勤(ヘルパー2級)

4. サービス提供時間帯

通常時間帯 8:00～18:00 早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00

深夜 22:00～6:00

※時間帯により料金が異なります。

※緊急連絡電話 0436-96-1148 特別養護老人ホーム市原園

5. サービスの内容

(1)家事に関すること

ア、調理	イ、衣類の洗濯、補修	ウ、住居等の掃除、整理整頓
エ、生活必需品の買い物	オ、関係機関等との連絡	カ、その他必要な家事

(2)身体介護に関すること

ア、食事の介護	イ、排泄の介護	ウ、衣類着脱の介護
エ、入浴の介護	オ、身体の清拭、洗髪	カ、通院等の介助その他必要な身体の介護

(3)相談及び助言に関すること

ア、生活、身上、介護に関する相談、助言	イ、住宅改良に関する相談、助言
---------------------	-----------------

ウ、その他必要な相談、助言

(4)第1号訪問事業(日常生活支援総合事業)

上記(1)の内容について、利用者様のお手伝いをしながら一緒に行ないます。

6. 利用料金

(1)利用料金、キャンセル料については契約書別紙の通りです。

(2)その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。

②料金のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたします。10日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金又は口座振替でお願い致します。

7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当法人職員がお伺い致します。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当法人の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 - ・ 当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

8. 当法人の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態となったお客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 従業者への研修の実施 有 年一回以上千葉県高齢協の開催する研修会等に参加する。

(2) サービス利用のために

ホームヘルパーの変更の可否 有
訪問ヘルパーの変更を希望される方はお申し出下さい。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中の様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族等へ連絡を致します。

主治医 氏 名 _____

連絡先 _____

ご家族 氏 名 _____

連絡先 _____

10. 介護保険個人情報資料提供の同意について

契約書、第10条2項及び3項に基づきサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合、事前に文書での同意を得ることが掲げられています。
よって、この重要事項説明書の中において同意して頂くものとします。

11. サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

市原園在宅介護支援センター

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0436-96-1117 担当部署 市原園在宅介護支援センター
苦情受付担当者 石澤幸代、黒須 直美

受付時間 月～金曜日 8:00～18:00

※当法人以外に、ご担当介護支援専門員(ケアマネージャー)又は、区市町村の相談、苦情
窓口で苦情を伝えることができます。

- ・千葉県適正化委員会(千葉県社会福祉協議会)

043-246-0294

- ・千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

- ・千葉県健康福祉部高齢者福祉課

介護保険事業所等に関する電話相談 043-223-2387

- ・市原市役所 健康福祉部 高齢者支援課 0436-22-1111

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書別紙、重要事項説明書に基づいて
説明しました。

事業者

〈名称〉 市原園在宅介護支援センター (1272400027、千葉県)
〈住所〉 千葉県市原市万田野 732 番地 6
〈代表〉 理事長 杉田 昭義 事業者印

〈説明者〉 市原園在宅介護支援センター 印

私は、契約別紙、重要事項説明書により、事業者から訪問介護契約について利用料金、
重要事項の説明を受け承知しました。又、個人情報資料提供に係る同意をし、契約を締結
します。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏 名 印

代理人
住所

氏 名 印

続柄()